

全ト協発第143号（環）  
平成30年6月18日

各都道府県トラック協会会长 殿

公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 坂本克己



## 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の改正について

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省労働基準局長より別添のとおり、通達が発出されました。

厚生労働省では、平成30年6月1日に睡眠不足に起因する事故防止対策を強化するため、貨物自動車運送事業輸送安全規則が改正施行されたことを踏まえ、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を改正しました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下会員事業者への周知徹底をお願いするとともに、①睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間の管理、②乗務開始前の点呼等の実施、③早朝時間帯の走行を可能な限り避けるような走行計画の作成をはじめとした、交通労働災害防止対策の推進に取り組むよう、お願い申し上げます。

### ◆添付資料

- ・「交通労働災害防止のためのガイドライン」の新旧対照表
- ・「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成30年6月1日改正)
- ・「第91回全国安全週間」リーフレット(写)
- ・平成29年労働災害発生状況
- ・陸上貨物運送事業における労働災害の発生状況

### ◆ホームページ

厚生労働省 職場のあんぜんサイト > 交通労働災害の現状と防止対策 >  
リンク集 > 交通労働災害防止のためのガイドライン(平成30年6月1日改正)  
[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/koutsuu-guideline\\_h30.pdf](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/koutsuu-guideline_h30.pdf)

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部 大西  
電話 03-3354-1045 FAX 03-3354-1019

基発 0601 第 2 号  
平成 30 年 6 月 1 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



### 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の改正について

労働基準行政の推進につきましては、日頃より格段のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、平成 29 年の労働災害発生状況を見ると、労働災害による死亡者数は 978 人ですが、このうち、202 人が道路上における交通事故によるものです。この死亡災害の半数以上が、バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場以外の事業場で発生していることを踏まえ、第 13 次労働災害防止計画においても、バス、トラック、タクシー等の事業者はもとより、それ以外の事業者に対し、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 20 年 4 月 3 日付け基発第 0403001 号別添）（以下「ガイドライン」という。）に定めた取組の徹底を図るなど、実効ある交通労働災害防止対策が展開されるよう重点的に取り組むこととしています。

このガイドラインは、労働安全衛生関係法令や「改善基準告示」等とあいまって、交通労働災害の防止を図るための指針となるものであり、これに基づき、安全管理体制の確立、適正な労働時間等の管理や走行管理、安全衛生教育の実施、意識の高揚、荷主・元請け事業者による配慮、自動車運転者の健康管理の実施等について、お願いしてきたところです。

平成 30 年 4 月 20 日に、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（平成 30 年国土交通省令第 40 号）が公布され、本日より施行されることを踏まえ、ガイドラインの一部を別紙（新旧対照表）のとおり改正します。

つきましては、貴会におかれましても、改正点を含め本ガイドラインの趣旨をご理解の上、会員事業場に対してその周知徹底を図られるなど、①睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間の管理、②乗務開始前の点呼等の実施、③早朝時間帯の走行を可能な限り避けるような走行計画の作成を始めとした、交通労働災害防止対策の推進に特段のご配慮をいただくようお願い申し上げます。